

務	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			

刑 企 第 2 2 号  
( 捜 一 )  
令 和 6 年 6 月 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

警察庁と海難審判所との間の犯罪捜査と海難の調査又は審判の実施に関する細目等について

海難発生時の犯罪捜査と調査又は審判の円滑な実施を図るため、警察庁と海難審判所との間で、平成20年10月2日に、別添1のとおり、「海難審判法の運用について」が締結され、これに基づき、別添2のとおり、「警察庁と海難審判所との間の犯罪捜査と海難の調査又は審判の実施に関する細目」が締結されているので、その運用に当たっては次の諸点に留意し、誤りのないようにされたい。

#### 記

##### 1 目的（細目1）

細目は、都道府県警察（以下「警察」という。）及び海難審判所（以下「審判所」という。）が同時に同一の海難について犯罪捜査及び調査又は審判を行う場合において、当該海難現場における相互の活動の調整を図ることを目的としたものである。

##### 2 適用（細目2）

「運輸安全委員会設置法の運用について」（平成20年9月5日付け警察庁甲刑発第267号、国空委企第9号）の趣旨を踏まえ、審判所は、警察又は運輸安全委員会の活動に支障を及ぼさない範囲で対応することとした。

##### 3 現場保存（細目3）

- (1) 通常、海難現場は、広範囲にわたるため、現場保存は、人員、装備等の関係から警察が当たることとし、審判所が現場に先着した場合に限り、審判所が第一次的に現場保存に当たることとした。

審判所が現場保存を行っている現場に警察が到着した場合には、審判所は、警察の現場保存責任者に保存を引き継ぐこととされているので、警察

は、速やかに保存責任者の指定と保存体制の確立を図る必要がある。

ただし、先着した審判所が現場保存に当たっている場合において、引き続き審判所が現場保存を行うことが適当と認められるときは、双方が協議の上、審判所が行うこととして差し支えない。

なお、現場は、負傷者の救護、死亡者の収容等緊急を要する場合を除き、双方の合意があるまでは変更しないものとする。

- (2) 海難現場においては、保存の範囲の決定、証拠品の保存方法等について審判所の専門知識を必要とする場合、あるいは、部分的に審判所へ保存を委ねることが適当と認められる場合等、原状の保全のために相互の協力を必要とする場合が予想されることから、双方の責任者が随時協議して適当な保存が行われるようにすることとした。

#### 4 実況見分（検証）、現場の検査（細目4）

- (1) 警察及び審判所はそれぞれ独立して実況見分等を行うわけであるが、現場における混乱、支障を防止するため、事前に、又は実況見分実施中にそれぞれの責任者が随時協議できることとした。

なお、警察が現場保存を行っている現場において審判所が現場の検査を行う場合には、警察の現場保存責任という観点から、審判所は必ず事前に警察の現場保存責任者に協議することとなる。審判所が現場保存を行っている場合においては警察が審判所へ協議することとなる。

- (2) 海難現場が広範囲にわたり、警察及び審判所がそれぞれ別個に実況見分等を行う場合、相互に経過を把握するなどのため、それぞれの責任者が指定する職員を相互の実況見分等の場所に立会人として参加させることができることとした。

なお、審判所が現場の検査を行う場合の警察側の立会人は警察官でなくとも差し支えない。

#### 5 検視（細目5）

海難現場に限らず、病院へ収容後死亡した場合等海難現場以外の場所における検視も含まれる。

なお、死体解剖は細目の対象外である。

#### 6 関係者に対する事情聴取（取調べ）、質問（細目6）

- (1) 審判所は、海難審判法（昭和22年法律第135号）第27条第1項及び同法第35条第1項により、関係者から報告を徴することができるが、これは、犯罪捜査のために行う警察の取調べと競合するため、あらかじめ取調べ対象、取調べ順序等を協議し、支障がないようにすることとした。この場合、警察は、審判所が関係者から速やかに報告を徴し得るよう便宜を図るものとするとしてされているが、これは、審判所の報告聴取が警察の取調べに

優先するという意味ではなく、審判所が早期に報告の聴取ができるように警察において配慮するという趣旨である。

- (2) 警察留置の場合は、捜査・取調べに支障のない範囲内で接見の便宜を図ることとなるが、この場合には、立会人を置き、事故防止に十分留意しなければならない。

#### 7 関係物件の押収、提出命令による保管（細目7）

- (1) 警察及び審判所の双方が押収・提出命令による保管を必要とする物件については、刑事裁判における証拠保全の観点から警察が押収することとした。ただし、鑑定が必要がなく、かつ、審判所においても変形、分解等をする必要のない物件の場合等証拠保全上支障のないものについては、現場責任者が協議の上審判所が提出命令により保管し、事後押収手続をとることとして差し支えない。

- (2) 押収物件のうち、船舶の航行記録装置、音声記録装置等解析を必要とする物件については、審判所に対して鑑定嘱託の手続をとることができることとした。この場合の鑑定処分許可状請求書の鑑定人の職業及び氏名欄並びに鑑定嘱託書のあて先は、

海難審判所長 氏 名

とする。

なお、保管委託のため、現場において押収物件を審判所へ引き渡す場合、又は警察が押収している物件を審判所の要求により一時的に審判所へ引き渡す場合には、保管請書を徴して引き渡すものとする。

- (3) 海難現場以外にある船舶の整備関係記録、交信記録等の証拠物件についても、(2)と同様の手続によることができることとした。

#### 8 その他（細目8）

捜査又は調査の責任者及び連絡責任者を相互に通報し合うこととした趣旨は、現場における相互の活動の円滑化を図ることにあるので、それぞれの最高責任者に限定することなく、その趣旨が十分いかせる立場にある者を選定することが望ましい。

なお、ここにいう軽微な海難とは、警察の犯罪捜査の対象とならない海難が基準となろう。

担当：刑事企画課刑事部企画係